

# 平成31年度 住民税の主な改正点

## 掲載内容（目次）

1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
  - (1) 配偶者控除の見直し
  - (2) 配偶者特別控除の見直し
  - (3) 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額
2. 控除対象配偶者の定義の改正

## 1. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

### (1) 配偶者控除の見直し

配偶者控除について控除額の見直しが行われ、納税義務者の合計所得金額が900万円を超えた場合から、控除額が段階的に減少するようになりました。また、1,000万円を超えた場合、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました。

### (2) 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除額について控除額の見直しが行われ、納税義務者の合計所得金額が900万円を超えた場合から、控除額が段階的に減少するようになりました。1,000万円を超えた場合、従来のとおり適用を受けることができません。

また、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました(改正前:38万円超76万円未満)。

### (3) 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

配偶者控除・配偶者特別控除の控除額は下表のとおりです。

		控除額			
		納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者 控除	一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
配偶者 特別 控除 額	配偶者 の 所得 金額	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
		90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
		95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
		100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
		105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
		110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
		115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
		120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
	123万円超	0円	0円	0円	

## 2. 控除対象配偶者の定義の改正

控除対象配偶者の定義が、以下のように改正されました。

改正前	改正後
<p>&lt;控除対象配偶者&gt; 納税義務者と生計を一にする配偶者<sup>※</sup>のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の配偶者</p>	<p>&lt;同一生計配偶者&gt; 納税義務者と生計を一にする配偶者<sup>※</sup>のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の配偶者</p>
	<p>&lt;控除対象配偶者&gt; 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者</p>

※青色事業専従者として給与の支払いを受ける方及び白色事業専従者を除く